

平成 31 年 2 月号

## 「特定技能」資格の創設③特定技能雇用契約

平成 30 年 12 月 8 日、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案が成立しましたが、その後、法務省は、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令案等を発表し、パブリックコメント（意見公募）を開始しました。具体的な特定技能に関する雇用契約や受け入れ先についての基準等は、意見受付終了後、確定されますが、特定技能雇用契約について省令案から、ご紹介します。

### ＜特定技能雇用契約の内容が満たすべき基準＞

雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法その他の労働に関する法令の規定に適合していることはもとより、次のとおりとする。

- ア 外国人の所定労働時間が、特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。
- イ 外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
- ウ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。
- エ 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

### ＜特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準＞

- ア 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。
- イ 特定技能雇用契約の締結の日前 1 年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。
  - (ア) 定年その他これに準ずる理由により退職した者
  - (イ) 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者
  - (ウ) 自発的に離職した者
- ウ 特定技能雇用契約の締結の日前 1 年以内又はその締結の日以後に、当該機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。
- エ 次のいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
  - (イ) 掲げる規定又はこれに基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者 等

基本的には日本人と同等の労働時間・報酬による雇用契約を締結することが必要ですが、その他、同業務での過去 1 年間の事業主都合による解雇等があった場合は認められないこととなっています。

### 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）  
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>